

日本 蠶影神社御神徳記目次

一、蠶影神社

祭神

御神徳

祭事

繭玉

神馬神社

碑文

創設

豊浦

蠶種石

大夫宮

附近神社との關係

神社縁起

二、各谷姫と金色姫

各谷姫の研究

豊浦と櫻井

三、蠶影山下△業の興起

關東平野

阿閉色命の施政

神徳海外に溢る

齊部氏の活動

各谷姫の偉績

四、我國蠶業の變遷

蠶種輸入説を駁す

神代蠶業

歴代蠶業獎勵

目次終り

自序

我邦古來瑞穂國と稱し、氣候溫和土壤肥沃にして農産物の産出夥しく國民安定の天與を有す。外國の交通頻繁なると共に國威八紘に耀き民力海外に活躍して五大強國の中に指を屈するに至れども國民經濟は却て減殺せられ吾人生活は以て自給自足を許さず、衣食住の原料と肥料との供給を他國より仰ぐにあらざれば七千萬同胞が飢餓に陥り寒暑を凌ぐこと難かるべく所謂買活の己むを得ざるの状態となれり、而るに獨り養蠶の業のみは明治以降年次隆勢に趣き津々浦々寒村僻地に至るまで殆ど此業を營まざるものなく、其産額は裕に世界各國の首位を占め、而かも品質良好にして蠶糸及び絹織物の如きに至つて本邦貿易品中の第一位を占め、一ケ年の輸出實に十億の巨額に達し輸出總額二十三億圓の四十五パーセントに當ると謂ふ、即ち我貿易のバランスは蠶業に依つて國家の經濟を支配し國民生活の安定を決するものと謂はざるべからず、是を以て人或は曰く蠶糸一本が克く國家の生命を繋ぐと決して無稽の言にあらざるべし。

抑養蠶の業は歐米諸國に於て亦盛行はると雖とも我國は既に他國の追隨を許さぬ天恵を備へ、繭の産額最も豊富にして海外に輸すとも之を他國に仰ぐ必要なし、是れ我國が夙に養蠶國として其名を

恣にしたる所以なり。蠶業の旺なるもの西に伊太利東に支那あり近來米國に渡りたれども總じて産額は勿論飼育法の進歩品質の良好等到底我國のそれに及ばざること遠し、本邦産の蠶糸が好評噴々とし我國獨歩の誇りを有するもの決して偶然の業にあらざるべし。

翻つて蠶業の起源を考ふるに蠶は蠶影神社の祭神稚産靈神の發見にかゝり、後世其恩頼に依つて邦家の幸福文化の惠澤を蒙むること多く、又本邦絹糸が歐米市場を撼かし國外から巨億の富を吸収し國威を海外に耀かすに至つては人誰か一心を捧げて感載の意を表載せざるべからず。

余は遠く先代より田井の里に住し、日本一社蠶影神社を氏神として尊崇し、その恩澤に浴して今日あり郷土は復たその恩恵に依つて啓發する等隨喜の感涙に咽せし神社の由來と蠶業との關係を考究せんと欲して思を凝らせしこと此に年あり、されど考證の記録に乏しく剩さへ余は薄學菲才にして研究の材料を持たず、隨つて據るべき所なく其明晰を缺く嫌ありと雖も之を歴史に徴し或は傳説により地理考古の學より神社佛閣風俗習慣等を調査考察して漸く一書を成し、廣く天下に告げて以て當神社の御神徳を宣し以て報復感謝の意を表すと云爾。

昭和三年十一月御大典の佳辰を卜し

日本社蠶影神社御神徳記

櫻井 晚翠 著

一、蠶影神社

天地開闢筑波山の蠶神郡豊浦の地に鎮座まします日本一社蠶影神社は、祭神稚産靈神にまし／＼て左右に垣山姫命・木花開耶姫命を奉祀す、我國蠶業の祖神にして萬民の尊信篤く靈驗著しき御神なり。

○祭神

祭神稚産靈神は、日本書紀の一書によれば伊弉册尊の御子火ノ神軻遇突智命垣山姫に娶ひて生れ給ひし女神にして、死後その頭上に蠶と桑を生し臍中に五穀生すとあり、これ蠶の文字の文獻に見ゆる初めなり、御名義ムスは生育成生の義で天地の最初に農桑の業を發見奨勵し給ひし意であつて、神體より五穀蠶桑の元種發生したりと神話に傳ふるものは、蓋し農桑の神を意味するものならん。古事記に大宣津比賣神神避

二

り給ひしとき、其神靈化して頭に蠶生せり、稚産靈神即ち之れを取つて種となすとありて記紀共に稚産靈神の遺勳を稱揚せり。

此の如く此神は農桑に御熱心にして五穀の豊饒を護らせ給ひ、飢餓の憂を除き養蠶の先驅者となり籠を垂れ紡紉機織の技より家宅の事に至るまで幸ひ給ひて、衣食住を豊にし世道人心を救済して文化的生活の基礎を拓き効績最偉大なる本つ御祖の神なるが故に後世蠶の神として萬民の尊信甚だ厚き所以である

祭神垣山姫命は伊弉册尊の御子にして軻遇突智神に嫁きて稚産靈神を生み給ひ山河草茫地を拓き耕耘の業を興し殖産興業に勳功ある御神なるを以て土地守護の神として尊敬篤き神なり

祭神木花開耶比賣命は又の名を神吾田鹿葦津姫命とも又櫻大自刀神とも申し奉り、大山祇命の第二女に座しまして天孫瓊々杵尊の后妃とならせ給ひ、火照尊(一名火)火出見尊(一名火)の二皇子を産み給ふ御神なり、御名義木花は櫻にて佐久耶は咲暎の意なり、この姫神國色艶麗比なさを以てかく稱へ奉りし御名なりしといふ。扱て此姫神天孫に嫁ぐや笠沙御崎にて尊よりの結婚申込みに對し答へて言へらく「妾は得白さじ

○創設

父大山祇神の御心にぞあらん」と答へ奉られし(古事)は女子の媒介なくして自由婚約を結ぶまじきことを後世に訓へ給ひしものにて萬世女子の龜鑑たるべし。婦徳旺にして火難安産に對し靈異を有する御神なれば除難安産の守護神として富士山を初め淺間神社として各地に奉齋せらるゝ大神なり。

當神社創設は遺憾ながら確證なし、只口碑に傳ふ八皇第十三代成務天皇の朝おしこきみの忍疑見命ことの孫阿閉色あへしきの命みこと筑波國造つくばくにきりに任せらるゝや祭政一致の政務に基き、筑波神社に奉仕して更に豊浦の里に一祠を創立わかむすぶ稚産靈神を奉祀し農桑任織の業を獎勵したりと謂ふ後世傳へて山麓に祈願寺を建てその靈地を守護祈願せり蠶影山桑林寺さうりんじ是なり。

○御神徳

蠶神として蠶飼家の奉拜するもの他に之れありと雖も蠶影神社と稱するものなし、嘗て甲信陸野武總諸州に出張祭典を執行したること屢々あり、蠶業發達と共に今は同名の神社を祀るものあれども之れ皆本社ほんしやの分靈にして其證左歴然たるもの多し、之れ本社が日本一社と御神札に拜記する所以なり。

抑も當神社は我國養蠶の始にして、筑波名跡誌に神郡豊浦は日本養蠶の始めなりとあり、又庭訓古鈔・養蠶秘録にも常陸豊良と云ふ所養蠶の始めなりとあり、豊良は豊

浦の轉訛なるべし。

萬葉集に

筑波嶺の新桑眉の衣はあれど

君がみけしはあやにさまほし

又

常陸なるたてと立野に織る絲は

筑波の山の錦なりけり

とありて古旨頗る掬すべきものがある、館と立野は蠶影山下の地名なり、國産として古來有名なる常陸紬即ち結城紬の産出及び絹川・蠶飼・絲線川等蠶業に因める地名の存するは永遠に上代蠶業の發達を物語るものにて甲信、陸野、常陸武等各地が古き昔より養蠶地又は織物本場と稱し世に誇り來りしもその源は當蠶影神社の御威徳に依るものなり。第二回内國勸業博覽會報告中栃木縣下都賀社の事績を述べたる事項中に曰く

往昔、文武天皇大寶年間

(紀元一千三百六十一年距今一千二百二十年以前)
(欽明天皇より百二十五年後)

常陸國蠶影山(筑波の蠶神那村にあり維新の後は別當桑林寺持の處今は社掌某の掌る所なり旧俗其邊を稱して豊浦と云ふ)の傍にありて蠶種を製し絹帛を造り以て市場を結城の地に創め、其地を中央として東にあるものを稱して東組と云ひ西にあるものを呼んで西組と稱へ東西互に相競へて其業を營みしこと久し故に其地方を流るゝ川を稱して蠶飼糸線絹川と云ふ云々。

元祿の昔、二百數十名の蠶種製造業者を保ち全國に其覇を唱へし結城本場蠶種の濫觴たる結城の饒種は絹織物と共に斯くして筑波山の麓なる蠶影山の側に於て製出せらる、其盛況推して知るべし、今や蠶業は全國的に燎原の火の如き勢を以て擴充し、本邦は既に世界全生糸生産額の約六割を占め嶄然世界蠶糸國の首位を占むるに至れり、隨て蠶糸は海外貿易に於て輸出品の大宗として總輸出額の約四割三分を占め歐米市場を撼かして國威を海外に輝せりされば本邦蠶業が國家經濟上又國民經濟上如何に重要なものかと明瞭である此に至つて蠶兒も實におこ様であり神虫であり天虫である、此く當神の御威徳を挙げ來るときはその偉大なることに對し人誰か謝恩の念なかるべからず、是を以て苟も蠶糸の業に關するもの即ち栽桑・蠶種製造・製糸・枉織等關係商工業者に至るまで全國的に遠近の賽客必ず此に詣で、隨喜の感涙に咽び養蠶の豐饒家

運長久立身成功を禱るもの年々その幾百萬なるを知らず、講中祈禱又は郵便祈禱年中曠日なし、御神徳の宏大なる亦思ふべきかな。

○ 豊 浦
靈地豊浦は北に近く筑波山を控へ支脈其周圍を劃して一小盆地をなせる勝地なり、古里人は此盆地を繞つて居住したるものゝ如く今にその宅址を存せり、又北條より神郡を経て筑波に至る筑波街道は徳川三代將軍家光筑波伽藍建立の際開通したるものにて、其以前は小田の山口より蠶影山を起えて六所神社に詣り筑波山に登りたるものなりと傳ふ、此山道不便なるを以て中古平澤山を越えて盆地の底所を貫き參拜道路開きたれども今の筑波街道開通せるに當り前二道は樵夫の外絶えて通行するものなく微かにその跡を存するのみ、此の如く底地を追ふて屢々道路の變更せるものは行通不便の致す所なりと雖ども他に其理由なかるべからず、願ふに大古住民稀薄にして、田園拓けず排水の設未だ備はらざるときは豊浦の地水を湛へて一大鏡面を開き白瀧しらたき、男女澤めづせ、橋川はしがわ、男女川めながわ等の溪流を受け櫻川によつて霞浦鹿島浦の波浪に通じ筑波山腰を洗へしならん(常陸風土記筑波名跡誌)而るに世の進歩と共に稼殖の道開くるに従つてかゝる水底も漸次良田良圃となり、交通道路は開け盆地の周邊にありし住民は此處に移りて部落

○祭事

をなしたるものゝ如し、故に今耕地の深所より大古の遺物草根木幹等發掘すること屢屢ありて又稀に古代の漁貝附屬のものと思ほしき土燒などを發見することあり、其他船宮、船繫松、松御前等参考とすべき古跡附近に多し、蓋しその頃の遺跡ならん。

舊記に大古神人うつほ船に乗り來り數日蠶影筑波諸岳に遊樂ありて一顆の寶玉を貽し去る、其玉晝夜輝き渡り光の及ぶ所には蠶と桑とを生すと云へり、此古事に縁因せしものならん、當神社にては正月二十三日の夜社頭に於て大篝火を焚く祭事あり、焔烟天に漲り山谷爲めに明かなるとき神職養蠶豐饒の祈攸を執行す、甲信武陸野の諸州この神光を臨むときは養蠶豊作にて其光を見ざるときは凶作なりと傳ふ、其灰を取つて農作物に撒布するときは害蟲の豫防驅除の効ありとて拜請し行くもの多し。

○蠶種石

蠶種石は社頭石燈の側にあり子供虫の病農作物の病虫害に守護功德ありとして尊崇せらる、又この石の細粉を收つて蠶室に飾るときは鼠の害を免かれ病蠶なく出來ばえ宜しく効驗著しとて養蠶家は必ず此石を借りて下向す。丹波國大原社參詣の者が社地の小石を猫と名付け拜請して蠶室に飾り鼠のつかぬ咒をなすに似たり。

○繭玉

里俗繭玉と稱して正月十四日繭形の團子を作り木の枝につけて神棚に結び付け蠶の

豐饒を禱る、團子を繭に比してかくの如く成作なれとの意あるべし、此慣例は隨分廣く各國に行はれども蠶影神社は其の發詳地なり、布織の盛なる地方にては木綿の絨實の吹立つた形を取つて團子の代りに餅を以てす、歌あり。

金銀のまゆか蠶影の山しげく

木々につくばねかずや白瀧

○大夫宮

攝社大夫ノ宮。蠶影山の麓參拜道路の側にある小祠にして權ノ大夫を祀る、此地古縦布里と稱し太夫といふ里正の居を構へし所なるを以つて略して館ノ里と名付く、太夫は當時の名望家で勢力家で大の蠶影神社崇拜家であつて自盛に蠶業を營み他に之れを獎勵して紬紡機織の業を興し富貴になること限りなし、その年代詳ならざれども社殿改築を寄請し神威をして一層新高にし益々隆盛ならしめたる功績は大なるものであつた様に推せらる、人或は曰く太夫は即ち筑波國造ならんかと歴史上研究の値ありと云べし。

○神馬神社

攝社神馬神社。是亦當神社の側にありて其の緣故淺からず、古來蠶は馬に因起付けらるゝ慣例あり、蠶種製造に貯藏に又催青に掃立て飼育等總て午の日

午の刻を撰ぶの慣あり、遂に蠶種蠶名に何々駒を付し蠶種包紙に走馬を描くものあり、惟ふに漢土の説に依るものならん、周禮蠶と馬とを祀る同祖亦知るべからずとあり、蜀人は馬皮を被る女人の像を塑し之れを馬頭娘と謂ひ蠶神として奉祀す。搜神記に依れば支那の昔大人あり遠征して歸らざること久し、妻は世を早くして家に愛女一子を遺す、其家一頭の馬あり、女父を思ひ馬に語つて曰く、汝若し我父を迎へ得て歸らば吾汝に嫁すべしと、馬は其夜去つて影を見せず數日の後父を乗せて歸る、此馬女を見れば輒ち怒る、父馬を殺して皮を剥ぎて曝す、皮忽ち女を卷きて天に閃き登れり、日を経て庭前の桑樹に其骸の掛れるを發見したり、其骸より虫生ず是即ち蠶兒にして今世飼ふ所のものなりとあり、此女即ち馬頭娘にして馬鳴菩薩の垂跡なり、菩薩は女神にして馬を愛し好んで蠶を飼育したり。されば蠶影神社と因起を結付けて此に馬頭娘を祭り蠶と馬匹の守護祈禱をなせりといふ。里俗之れを馬頭觀世音又は神馬神社と稱す。古六所神社祭禮の際奉仕の神馬は此靈地にて七晝夜の修行をなし齋戒沐浴したり同神社合祀と同時に之れを廢せり。

○附近神社

筑波神社及び附近神社との關係。筑波神社六所神社飯名神社は本社との關係最も深

く本社は稚産靈神を祭り飯名神社は其女保食神を祀り筑波神社は其祖神を祭詞す、即ち稚産靈神は筑波神社の孫女にして保食神はその曾孫女に當る、而して稚保二神は共に蠶桑五穀の守護神なれば前者は衣服の神として蠶影神社と稱し豊浦の地に鎮座し、後者は食物の神として隣接稻野の地飯名神社に祭祀す、其創設に至つては正確な證左なければども前者は仲哀天皇時代と傳へられ、後者は風土記以前の創建に係ること判明して古きことは蓋し同時のものならん、而して此兩社は筑波神社との關係祭儀等に就いても連絡ありたるものゝ如し、即ち口碑に傳ふ此兩社は筑波双峰に男女二神を祭るにより伊勢の内宮に外宮を奉祀する如く、豊浦に稚産靈神を祀りて神衣を供進し、稻野に保食神を祭りて御祖神に神饌を供し奉る習にて山麓に此二神を配祀したるならん即ち飯名神社正月初巳の祭典には一ヶ年日數三百六十の神饌を供ふるの古例あれども蠶影神社神衣奉供の儀今之れを廢せり。

六所神社は桓武天皇延暦元年の建立にて蠶影山の北六所にあり、筑波山神社二座と攝社四座を合祀したる名稱にして筑波山神の遙拜殿たりしものされば御座代祭も古は此處にて行はれ郷の宮といひき俗に大神宮と稱し伊勢參宮をなすもの出發又は歸村の

際は必ず此神社に詣で、御守護を祈請したり然るに近世大に衰頹維持に困難なりとて明治四十三年當蠶影神社に併祀せり。

本社の社頭一碑あり、その快文以て神徳の一端を候ふに足るべし。

蠶影神社碑文

筑波之下櫻川の東桑林寺之側有一祠宇命其山曰蠶影昔祀稚産靈尊者也上古之民穴居巖棲不知衣服尊聰明溫順制紡車以繰蠶繭造機杼以織幣帛乃象經緯橫之義也自此教民蠶桑又織木綿麻苧之屬表貴賤之服上下親睦尊君懷民之禮起矣尊沒而神靈故鄉人立廟是本邦織機之始事詳于神代卷余數遊桑林寺與褒光上人相親上人風骨清峻戒行嚴潔又寄想景物超然有非凡之概

其麓有太夫祠神畝數十步谷回路轉山勢漸高綠蔭蔽空濤聲盈耳上有靈泉清冽可以滌煩襟也其餘蠶種石繫船松名勝奇跡不遑枚舉也夫蠶桑之爲教也上自后妃下至村婦不可不勉者也今信甲毛陸之民事蠶桑者日繁月昌不遠千里來而仰止我蠶祠蘋繁行潦以時致薦余又

案漢土亦有蜀人祭馬頭娘後周皇后祀先蠶之事上人巳以每月二十三日脩祭之不廢上古遺事命紀其碑使父老子孫知其水可畏信鳴呼我尊之於德也奮千百卅流于無窮赫々乎有功績於天下誠可尙哉宜諸州之民至今景慕而弗遺也乃記其略如此。

文政四年己春三月

常陸飯田修年撰 櫻井碧書並篆額

緣起

○緣起
天地開闢筑波山の麓、神郡豊浦湊蠶影山大權現は、神代の祭神三座にして、中殿は稚産靈命、左右は埴山姫命、木花開耶姫命の三神垂跡坐して、本朝新桑眉の濫觴なり、往昔人皇十代崇神天皇の御代我朝に渡らせ給ひ、其後此里に於て蠶業の原始を尋ぬるに、人皇三十代欽明天皇の御時北天竺奮仲ッ國といふあり、帝を霖夷大王と申し皇后を光契夫人と申せしに、姫君一人あわしまし御名を金色姫と申しき、或時御后例ならずして遂にはかなくならせ給ふにより又後后を迎ひ給ふに邪見放逸の人にて繼母の中のわりなきは姫君を惡み給ひ、右の御たくみに仍て獅子吼山といふ惡獸多き深山

へ捨てられけるに悪獸却て姫君を禮拜し一の獅子来て姫君を脊負奉り王城の大床に下し去りぬ、后いよゝ悪みて此度は鷹群山といへる鷲熊鷹の多き山へ捨るに此山は四季を分たず雪降る山なり、斯る所に帝より鷹を打たるべき爲に兵士を遣さる、然るに木根にやさしき姫君坐しければ兵士驚き狩をやめて都へ姫君を送り奉るに夫人愈々悪みて其後は島へ流されぬ、彼島は海眼山とて木竹草苔のたぐひなし此島に住ませ給ふに、或時釣の小船悪風に放され此島に寄り姫君を見奉りて船に乗らせ都へ送り斯る由を奏聞し申しければ、公卿大臣日番を相務めけるに又大王の御留守を伺ひ獄人に仰せて金銀を取らせ清涼殿の庭を七尺ほらせ無殘や姫君を生埋めになさしめ給ふ、大王還御あつて姫君をお尋ねありけるに誰あつて知らざる由申上げければ歎き一方ならず日を送りしに、或時清涼殿の花園の庭より光明を放つて宮中を照らし給ふ大王あやしみて占せ給ふに、此地下に神人あり七尺掘つて御覽あるべしと奏す、公卿大臣に至るまで躍り下りて忽ちに地下七尺掘りけるに底中に金色姫ましゝ給ふ、お悦び限なく大王の仰せけるは汝世の常の人にあらす而しながら繼母の所爲なるべし此國に於て長き憂目を見せんり如何なる國へも流し捨てんと思召し、桑の木うつよめの穿船くわんせんを造り姫君に寶

珠を受け御身には一寸八分の勢至菩薩を守護囊にさせ給ひ、汝全く佛神の化身なれば

佛法流布の國に流れ寄せて衆生を濟渡すべしと彼船に乗らせ御涙と共に沖へぞ船を出させ給ひ、大王も髪を落し法皇とならせ給ひ其海邊に桑にて高殿を營みおわしけるに時人桑原の院と申しき、去程に彼穿船は滄波萬里を凌ぎ八重の潮路に漂ひて揺られ揺らるゝ身の行衛多くの星霜を送り迎ひて此秋津洲の東の果常陸國筑波郡豊浦湊に着きにけり、此浦に權ノ太夫といふ浦人あり、此穿船を見すわや浮木の寄こそ薪にせんと浦へ引上げ斧を以て打破れば最ともやさしき姫君一人坐す、太夫驚き汝普通人にあらず御名を名乗り給ひど、姫君答へて曰く我は化生の者にあらず天竺仲國王の娘なり繼母の讒言によつてこの難に遇ひり佛法流布の國ならば引上げよ我涯分報答せんとありければ、太夫我家に連れ歸りいつきかいつき奉り掌中の玉と愛せり、然るに姫君不例の心地して終に死亡の露と消へ給ふ、太夫夫婦なげきのあまり清く唐櫃を拵へ彼なきがらを入れ申して渴仰し奉る、或夜の夢に我に食を與へよ後必ず汝が爲に恩を報ずべしと夜明けて唐櫃を開きたれば有し御形は水溶して只小蟲となつてありけり、何か食物まつらせんと案じけるが此の君の國は桑こそ多けれ穿船も桑なりとて桑の葉を取

つて與へしに蟲悦で桑葉に取付き之を食し次第に成長し給ふ、或時此蟲桑も食せず皆頭を一樣に擡げてわな／＼としたる體なり、夫婦驚き是れは何とてかくあらんといふに其の夜夢に告て曰く絶へて騒ぐことなかれ我國にありしとき獅子吼山に流されし苦みの堪へがたさに今休眠になやむなりかくすること四度あるべし、其後穿船に乗りたるまで我が業にすべしとて夢覺めぬ、この故に蟲の始めの体をしげめとめといふて俗に獅子の体といふに二度目をたかめとめといへ鷹群山に捨てられし形なれば鷹の体といふ、三の留りをば船留といふなり海眼山に捨てられし學なれば船の体と名づく後の留をば庭の体といへ内裏に埋められし御惱なり是れ一大事の体なり、此四の留りの後眉を作る事穿船に乗りしを學びつるなり、如此眉となりしに如何すべき事を知らざりしに筑波山の神影道仙人と現じ爰に來り眉を練り綿となし糸を取る事を教ひ給ふ、是れ日本養蠶の始めなり權太夫富貴なること限りなし、爰に又欽明天皇の皇女各谷姫筑波山へ飛行し給ひて神となり此神始めて神衣を織り給ふ、亦託して曰く我は天竺雲夷大王の女なり我朝に來り欽明天皇の御子となりたるなり、此國に於て養蠶の神となるとて又富士山に飛行し給ふ時竹取翁だち拜み申けりと、太夫益々此業を營みて豊浦

着船の岸に新に宮殿を建て姫君の御魂を祀り左右に富士筑波の神を祭つて蠶影山大權現と稱號し奉る、是當社の原始なり、勢至菩薩は姫の守本尊なれば御本地佛とし信心の頭をかたぶけしより豊浦湊を縦布里と號し近來中略して館里と名付く、又横澤といへる地あり往昔仙人の廟あり、其後權太夫夫婦を一社に祀りて攝社とし時人太夫ノ宮と稱す、又船ノ宮御舟杉などいへる古跡を殘し男女川蠶蚕川糸練川絹川等四ツの川名を顯はし蠶養の始めたること當國に依つてなるのみ、爾來神徳益々櫻花の春に薫じ、祭祀正月二十三日を以て緣日とし、別當一院を置き蠶影山桑林寺吉祥院と號し、長日養蠶安全の護摩修行怠慢なく、關東の諸州機上窓下に絡る人、瑞籬に連綿として綿桑五穀成就の神徳、誰歟神威を蒙らざらん哉と爾云。

二各谷姫と金色姫

一、各谷姫と金色姫

前章所説の緣起は何時代のものか詳ならざれども恐らく近世僧侶の宣傳ならん、そ

の内容の傳説は上垣守國著養蠶秘録にも見えて、餘りに架空的の嫌あり而れども後段各谷姫の事蹟に至つては研究の値ありと謂ふべし。

蠶史前編(大塚良太郎著)第二十九代欽明天皇の項中に左の一節あり。

欽明天皇皇女各谷姫、常陸國筑波山に飛去り給ひ蠶神と齊し給ふ。國人等養蠶太神と崇め奉る。

又一説に、各谷姫繼母の讒言により猪の住む處に棄てられ給ふ、然るに天の加護にやありけん恙なく猪に乗りて歸らせ給ふ、繼母又姫を鷹の棲む處に捨て給ふ、此時多くの鷹ども來りて肉を供し姫を育み來る、天皇の臣下遙かに傳へ聞き密に姫を供奉して都に歸る、繼母の后いよゝ怒りて庭を深く掘つて姫を埋めけるに、不思議や土中より日夜光明赭さければ、繼母又臣下の見咎めを恐れ桑木の穿船に乗せ滄海に流し給ふ、然るに此船常陸筑波郡豊浦港に流れ寄る、村正權太夫これを助け介抱なし奉る、是より姫君權太夫の宅に渡らせ給ひけるが、命數の限りにや幾程もなく空しく成り給ふ、其靈化して蠶神となり給ふ乃ち蠶影神社是なり云々。

之れを縁起の佛説又は養蠶秘録中の傳説に對照するときは符節を合す如く、前者は

天竺の王女なるに後者は日本の王女、四度の受難は同じくし獅子鷹、船庭流着の所は常陸の豊浦港なり而して前者は餘り架空的なるも後者は餘程實際的なり、惟ふに此兩者は蓋し同人ならん。

然らば各谷姫は果して欽明天皇の第何女なるや事實上徵證すべき材料なく御系統中亦見出し得ず金色姫又見えす随つて其經歷等については遺憾ながら推斷に俟つより外なく、茲に確證を擧ぐるを得ざれども執拗な論者は各谷姫を蠶業の恩人として景慕措く處を知らず、曰く欽明天皇以下敏達用明崇峻推古四帝の骨肉關係並に其の時代を歴史につき考察するに最も複雑にして蘇我氏獨り專横を極めたり、乃ち蘇我稻目は大臣として其女を欽明天皇の皇后に擁立しあまたの御子を上げられたり、敏達の朝稻目の子馬子亦大臣として其女を進めて生みませる御子用明天皇を立て崇峻推古相繼いで御世をしろし給ふ、蘇我氏は其外戚として自己の勢力扶植に勗め專横至らざるなきは歴史上有名なる事實にして若し其意に添はざるものは所謂日蔭者となり傳説中の各谷姫の事實の如きは決して有り得べからざるを首肯し得、欽明天皇以下四帝の御系統につき敏達帝は欽明帝の第二皇子敏達帝の皇后は欽明帝の第三皇女用明帝はその第四皇子

崇峻帝は亦欽明帝の第十二皇子にして敏達帝とは何れも御腹達にまします。

欽明帝には慥かに十數人の異母兄弟の皇子皇女の在はせしならん、又推古帝の皇后にして日本に於ける女帝の始めなり、聖德太子は用明帝の皇子にして推古帝は叔母君に當る其間極めて複雑なる關係ありと云はざるべからず。

又時代よりせば佛教渡來は欽明天皇十三年十月にして之れより神佛二教の争となり延て蘇我物部二氏の軌轢となり蘇我氏は遂に物部の守屋大連を亡ぼし所領を奪い崇峻帝を弑し奉り其暴逆言語同斷なり、又聖德太子は佛教を信じ佛教の興隆上力を盡されしのみならず政治勸業方面等にも御心を傾注せられたるは是亦歷史上最も著名なるものにて蠶業の獎勵に御心を用ゐられたるは有名なる太子の憲法第十六條に明かである曰く

「民を使ふに時を以てするは古の良典なり、冬月は間あり民を使ふべし、春より秋に至つては農桑の節なり民を使ふべからず、農をせずば何をか食まん桑をとらずんば何をか着ん」

とありて其一端を窺ふに足るべし、彼此綜合して之れを推考するときは聖德太子は叔

母に當る各谷姫の繼母の虐待により困難せる境遇に同情せられ飼蠶機織の法を授けて人をして遠く船に依り常陸國に遣はし蠶影山の麓にて蠶事機織の業に従事せしめ里人にその法を傳へたるにあらざるなきか、而して里人には恰も佛教渡來の當時なりしかば遠く天竺より流れ來りしものゝ如く言ひ觸れしものにあらずや、之れ傳説中の金色姫の起源にあらずやと思はる。

○豊浦と櫻井

此靈地を豊浦といひ其接續地に櫻井と稱する地あり此處に同名の井戸を存す此等は古各谷姫の來住を考證するに足るものなり、抑々欽明天皇の朝、百濟より佛像經論渡來の時、蘇我稻月奏請して之を受け向原の家を捨て、此に安置し向原寺となす、後物部氏の反抗を受けて佛殿は焼かれ佛像は難波堀江に投せらるゝや馬子父の志を繼ぎて佛を信じ更に寺堂を建つ之を豊浦寺といふ、豊浦の地は大和高市郡にありて一に櫻井又は櫻井豊浦と云ふ故に櫻井寺とも云ふ、推古天皇の初め都せし地亦この豊浦なりしが十一年小懇田に宮居を移さるゝに當り豊浦宮を馬子に賜ふ、依りて馬子此に豊浦寺を移し堂塔を建て大伽藍とす、天平寶字七年常陸國の地五十戸を施入し尋いで伊馬國の地五十戸を施入す、永仁六年關東の祈願寺として祈願を命じたり、其後寺勢漸次衰

類し今僅に廣嚴寺と改稱して一堂宇を存ずるのみ、廣嚴は向原の音カウゲンを轉じて稱せしものなりといふ。(書し續記 豊浦寺考)……之れに依つて各谷姫は故郷を慕ふの餘り常陸に至りても大和の豊浦及び櫻井を地名として永く活動の紀念を残したるにあらざると思はる、かゝる例は古來幾多の實例あることにして現代に於ても他に移住せる人々によりて故郷の地名を其儘村名等に用ゐられし實例少からず、之れに依つて之れを觀れば縁起所説の金色姫は欽明天皇の皇女各谷姫にて……蠶兒の眠の異名たる猪鷹しうたか船庭等の稱呼は各谷姫の傳説を以て其起源とすること妥當とすべきか、只飲明帝の御血族中此王女を見出さざるを惜しむ然れども實在的人物が歴史上其名見えざるものは古來往々にしてあり獨り各谷姫のみにはあらざるべし之れ恐らく複雑な時代關係の然らしむる所にあらずやと思はる。余は茲に益々研究の餘地あることを信じて止まぬものなり。

三、蠶影山下蠶業の興起

蠶影山豊浦は日本蠶業の發祥地にして斯業の發展経路は筑波山下より始め關八州に、擴充し全國に波及せしものゝ如し。抑々關東は北筑波山を限り西富士山を以て制へ、土地廣濶地味肥沃にして農桑稼殖の業を營むに好適地たることは言ふまでもない、されば神代の昔天照大御神大に望みをこゝに屬せられた、されど不逞の蠻族其間に跋扈して人民を苦しめ民業を阻止すること大なれば鹿島香取兩大神をして之れを征討せしめ、其後屢々皇軍を派して殘黨を平らげ、更に國造を任命して善政を布き盛に民業を興したれば、人民漸く其堵に安んじ生活の安定を得、所謂衣食足りて禮節を知るの樂天生活を現出せり。

此に齊部氏早くも目を付け相前後して東方開拓を企て、倭文命は久慈の大甕山に、多豆王は同機初村に、天富命は安房國に來住して殖産興業を經營し之れが獎勵に努めたり、而して其事業は各其趣きを同ふすれば其子孫並に其同族等は互に手を携へ援助し合つて特に農業機械の技を奨め文化發展に資せられしことは今更喋々を要せざる

所なり。此の如くにして筑波山麓の農業は此等齊部氏の獎勵に俟つ所大なりと謂ふべし。安房上總下總の國名は天富命の活動の記念とせらる。倭文部は倭文神社靜神社鷲神社を奉祀し、長幡部(を戸)は服部神社として祖神天御杵命を奉祀して後世の記念とす、其他農桑機織に關する神社及地名の蠶影山の側より筑波山麓を廻りて其數多きを見れば古齊部氏が如何に斯道のため盡瘁して關東文化の促進を計られたかは今より想像するに難からざるべし。

成務の朝、國造阿間色命は民業の上に政治の方針を定め善導に依つて殖産興業を獎勵せられたり、加ふるに筑波山下の土壤は砂壤土に屬し蠶飼川絹川櫻川等の諸川其間を環流し、農業に適し氣候適順にして殊に蠶桑に宜し、崇神天皇始めて蠶絹を以て手末の調に加へた時なれば、機敏なる命は望みを之に致して蠶影山の靈地を相し、蠶の祖神稚産靈神を奉祀して養蠶機織の業を奨め、以て蠶業開發の端緒を啓きたり。

欽明天皇の皇女各谷姫亦筑波山下に來り、蠶影神社を表幟して紡紉機織の業を民間に勸め神衣を織りて斯業を獎勵したれば山下の蠶業漸く勃興して業務の進歩著しかりき歷代天皇亦蠶桑を勸め、漢土より技工者を聘し、て諸國に分置し、又は挑文師を派し

○阿間色
命の施政

○各谷
姫の勵

て錦絹を教へて養蠶絨織に改良を加へ、養蠶國を指定して調貢せしむ。元明天皇和銅六年勅して常陸の調は元來布なりしを改めてを繩輪すことの定めとなつた、繩は惡しき絹にして蠶の糸にて製したる織物なり。上代絹織を調課せられた國は多くは關東平野に介在せし諸國にして蠶糸業の最初發達せしを物語るものなり、筑波山下の發展は著しく聖武天皇は諸國の移民を募り絹川附近に於て蠶業に従事せしめたることあり、其盛況は推して知るべく遂に全國に覇たるを稱するに至れり。庭訓往來に本國の物産を擧ぐるに常陸紉即ち結城紉を以てせるを見れば、往古の調課は此地方の所産なると明なり。

○神德海外に溢す

而かも其養蠶製種機織の法を教へし恩人は各谷姫の蠶業獎勵と齊部氏の力に俟つ所大なるものありと雖も蠶影神社に崇め祀らるゝ威神推産靈神の御偉德に歸依せざるべからず、尙是れと同時に筑波國造の産業獎勵の御事蹟に對しては吾人國民として大に感戴の意を捧げざるべからず、これは蠶業史上千古不滅の光榮であり誇りといはねばならぬ、然れども事業の盛衰は世運の常軌にして舊記を案ずるに享保八年八月霖雨打續き下野國日光山の奥なる五十里沼切れ、其水絹川田川に漲り沿岸の田圃桑園は沈底

し人畜家屋の損害數ふるに堪へず、桑葉の如きは一も残らず押流し影だになし云々、斯る慘狀を極めしを以て蠶業は中絶し、蠶種製造者は遠く奥州に走り辛ふじて事業を繼續する如き大打撃を蒙りたり、其後又斯業を營むもの漸く増加せりと雖ひ未だ以て古代の盛況を呈するに至らざりき、されど安政六年互市場を開かるゝや、從來國內のみ販賣せし生絲は海外輸出品となり、需要頗る多く販路の擴張と共に絲價益々騰貴し、蠶業は全國的に擴充して今や空前の盛況を見るに至れり、而して本邦絹絲の聲價は躍如として歐米市場を撼かし、品質最も良好にして支那や歐洲産の比にあらざるべし、蠶影山下の繭絲殊に優良にして産額亦多量にして全國に其覇を稱するに至つては獨り山下の誇りとするのみならず大日本帝國の誇りにして國威を海外に輝せるものは取りも直さず蠶影神社の御偉徳赫々として海外に溢れたるものと謂ふも敢て過言にあらずし。

四、我國蠶業の變遷

本邦養蠶の業は其歴史を閲し其發達の跡を見るに其起原は極めて古く神代の昔稚産

○蠶種輸入説
をいす

靈神の始めしものなることは前章に述べし如く史實に徴して明なり、斯は古事紀日本書記の明載する所にして即ち大日本養蠶の濫觴なりとす、其後斯業の發達得て明ならざれども紀元五百年代に至りては頗る發達したる事蹟を存するものゝ如し、而るに世の蠶業を談するもの往々本邦の蠶業を以て支那より輸入せしと謂ひ又は紀元八百年代に養蠶業始めて本邦に創始せりと稱するあり、斯は紀元八百五十年代人皇第十四代仲哀天皇の御世秦の始皇十一世の孫功滿王歸化し蠶種珍寶を献ずといふ文献によるものにて誤謬も亦甚しと謂ふべし。

紀元五百年代人皇九代開化天皇より崇神天皇の御世に於て他國人の視て以て眼目を眩すと云ふ如き美麗なる倭錦やまとにしきの織物ありしことは疑なし、斯は本邦の歴史に缺けたりと雖ども漢土の書籍に明記せり、即ち杜子美詩文類集に

花羅封ハシロフ瑞錦送ミズニ麒麟キリンとあり而して其註に曰く。

蛭蝶麒麟は羅錦の上の文繡なり、又其解釋を見るに漢武帝の時西域献ハシロフ蛭蝶ハシロフ日本貢ハシロフ麒麟キリン眩ハシロフ人眼目ハシロフとあり。

又魏志卷三十倭人傳に日本の事を記して左の如くいつて居る。

種、禾稻、紵麻、蠶桑、緝績、出、細紵、縑、其地無、牛馬、虎豹、羊、鶴、

此記事は恰も神功皇后攝政の頃に當るを以て見れば仲哀天皇以前既に養蠶が行はれて居たるを證するものといはねばならぬ、しかも同志に

其四年倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪等八人、上獻生口、倭錦、絳青綠、緒衣、帛布、丹水、狩、短局矢、

とある、之によりて觀れば絹織物にも倭錦の名を冠して誇りて贈物とするに足るものが出來たのである、益々以て養蠶の濫觴が仲哀天皇以前なりしを信ずるに足るものと謂はねばならぬ、或は此説を斥けて仲哀天皇以前の蠶は家蠶にあらずして山蠶なりといふものもあるが是れ證據なき事で桑蠶緝績とある如く桑を以て養へる家蠶のありしこと一點の疑なかるべし、仲哀天皇の時持つて來た蠶種は支那種が渡來したので日本ではそれより遙か以前から重なる家畜として居つたことが分る、此記事は上代誇るべき事實なるも我國史に之れを欠くは畢竟我朝廷より遣はしたるにあらずして西海の豪族等が私かに漢土に通せしならんと思はる。

○神代蠶業

吾國蠶業は前陳の條理に纏はれ聊かその明晰を缺く嫌ありと雖も、之れを神代の歴

史に就いて考證するときは前章屢陳の如く稚産靈神に創まり保食神の獎勵に依つてなるものなり、天照大御神大いに此二神の發見にかゝる墮と禾穀を賛美し給へ、是れは顯見蒼生の取つて活くべきものなりとて其種子を陸田水田に植ゑしめ、更に天八千々姫に命じて桑を天香山に植ゑて蠶を飼はしめ之れを絲に抽いて服部連の遠祖天御粹命をして織神服司となし天八千々姫を織女となし神服を織らしめ焉を祖神に供進したり。(神宮雜例集)後天子天孫復た厚く天祖を崇め奉りて八千々姫の子孫をして神衣を織りて之れを奉らしめ以て後世に至れりといふ。天御粹命は天御中主尊十一世の孫にして服部神社の祭神なり、天八千々姫命は天棚機姫とも稱し長幡部多呂王の遠祖にして絹織の祖神なり、(新撰氏姓錄)之れは動かすべからざる史實にして蠶業の神代に始めしこと愈々以て明かなるべし。

○歴代蠶業の奨勵

第十代崇神天皇の御宇蠶絹を以て手末の調に加へらる、此時多呂命は美濃より避けて常陸の久慈に移り、機織の具を携へて機殿を機初村に建て、絹布を織りて紵織の道を傳へたり。

第十二代景行天皇日本武尊に勅命して東國の蝦夷を征討せしめ給へしとき詔勅に

『氏農桑ヲ切ム云々』とあり。

此等の史實に依つて考へても支那種輸入前既に本邦蠶種の發達を推知するに足るべし、然れども本邦蠶業が急速の進歩を以て發達したるは、第十五代應神天皇以後にして天皇盛に斯業を勧め給ひしに依れり、蓋し先皇の大御心を承順し蠶飼絹織の如き本邦從來の仕方を以て足れりとせず、遠く漢土より斯道に明かなるものを用聘し之を應用し遂に能く一大刷新を加へたり。

第十六代仁德天皇秦人に波多の姓を賜へ、大后行啓して山背國筒城の漢人奴里乃美の家に養蠶を親覽し給ひ、藏部織部の兩職を設く藏部は朝廷什器珍寶を司り、織部は大藏に配屬し錦綾絹羅を織り染料の事を掌る。ふつと聞かぬ、秦漢人秦人秦人王第十九代允恭天皇の世織部司を置き諸國の織部を管せしむ、之れより服部連と稱す。

第二十一代雄略天皇即位の六年、宮中御親蠶の盛典を舉げさせ給ひ、皇后をして蠶事を勧めしめ侍臣に命じて國內の蠶兒を集めしめ給ひぬ、螺贏が勅命を奉じて蠶兒と嬰兒を誤つて嬰兒を集めて献じたる滑稽談は此時の事なり、此頃は蓋し蠶兒を『コ』又

は『オコ』と呼びしものならん。十二年吳國より漢織吳織綾衣兒媛弟媛等の工人を招聘し本邦織縫の改良を加ふ、十六年國縣に勅して植桑を勧め給ふ等の御治績は萬古に埋没すべからざるものにして當時蠶業の興隆知るべきなり、されど上代は高貴豪族の婦人の家庭業として行はれ、絹織は高位貴紳の間のみ用ゐられ、到抵農民などの使用し得ざるものにて如何に珍重せられたかを知るべし。

秦氏の來朝は本邦蠶業上急速の進歩を促せしこと明なり、仲哀天皇八年秦人功滿王歸化して蠶種絹羅を献せしことは前に謂へし如し、功滿王は秦主政三世の孫孝武王の孫にして弓月王の先父なり、應神天皇の御代弓月王百二十餘縣の人口を率ひ歸化して大和に居る、其子普洞王に至り仁德天皇は之を諸國に分置し絹織の貢をなさしめ以て服御に充つ、是より天皇姓波陀を賜ふ、其子酒は雄略天皇に奏して氏族を集め蠶桑織絹を貢進す、眞實讀みて尚をなす、天皇大に悦び特に號を賜へて禹都高任といふ、即ち高麗國の漢名なり、はつて秦氏を安し更に宮中に大蠶を養ふ貢物を納め西氏を大蠶官とす。十二年西氏本邦秦漢國の蠶業を教ふるを教ふる之れが蠶業を養ふことなり。

仁德天皇の御代に波多の姓、雄略天皇の朝に禹都麻佐、顯宗天皇の朝、百濟の人孫麻利其弟孫和織蠶して縞絹を献するの功に仍り調の首の姓賜ふ、之れ皆斯業の所因に拜領する所の姓にして事業の紀念に賜はりしものなるべし、かくして蠶桑機織の獎勵並に斯業の盛況推して知るべきなり。

第二十九代欽明天皇皇女各谷姬常陸筑波山の麓豊浦の里にて蠶影山を表幟して蠶絲枉織の道を教ひられたりと傳説にあり。

第三十二代推古天皇の御代聖德太子の憲法第十六條に在の明文あり

使_レ民以_レ時古之良典也。從_レ冬至_レ春農桑之節、不_レ可_レ使_レ民不_レ爲_レ農何食、不_レ取_レ桑何着。

第三十六代孝德天皇始めて大化の新政を布き國郡に租庸調を課し農桑の獎勵愈々極む。

第四十二代文武天皇即位五年大寶令を發布し桑樹を與へて園地に植ゑしめ課するに絹縞及蠶絲を以てす、此頃蠶影山附邊に於て盛に絹帛を造り結城に市場を設けて販賣せり、蠶種亦此地方にて製出せられ盛に其業を營むものありしといふ。

第四十三代元明天皇和銅元年錦綾機織の指導員を派遣して指導獎勵す之を挑文師と謂ふ、同六年五月相摸、常陸、上野、下野、武藏五ヶ國は元來布を以て調貢せしを自今以後縞布を並進せしむ、同七年正月相摸常陸上野三ヶ國をして縞を輸さしむ、但布を輸さんとするものは之を許したり。

第四十五代聖武天皇神護景雲三年二月坂東八國の百姓を募り農桑を好み、利に就かんと欲するものあれば願に任せて絹川附近に移り居らしむ。

第六十代醍醐天皇延喜式に載する所には養蠶國と認定されし國十八ヶ國ありき、常陸其中に見ゆ而して長幡部滝七疋倭文布三十一端を朝貢せられた。

源賴朝幕府を鎌倉に開くや平安平氏の華美驕奢時代の後を受けて感ずる所あり、専ら勸儉を主として武事を尙ぶの政策を樹て奢侈の風を禁じたれば是より蠶業萎靡して殆ど中絶の状態となれり。

第百〇八代後水尾天皇の寛永五年發令疊書の中百姓の衣類の事あり、曰く「百姓の衣る物は布木綿たるべし、但名主其他百姓の女房は絹の衣物造は苦しからず、其上の衣裳を着候は由事たるべきこと」とあり、此際毅然として蠶業奮興の壯志を懷き殖蠶

を勧誘せしは當時賢臣の譽高き土佐の執政野中兼山其人なり、其訓示に云ふ蠶飼は屋敷廻りに桑木を並木に植ゑ置き飼育すべし云々、明正天皇の寛永廿年幕府が禁絹主義を勵行しつゝある當時斯業を副業的普及の策を講せし明案と知られたり。中世以降蠶業の振はさりし原因は戦亂久しきに渡りし結果と徳川幕府禁絹主義の政策とによれり然れども第百二十二代明治天皇農桑の業を奨勵し、明治五年青山御苑に御養蠶室を設置せられ往昔雄略天皇の御治績を御慕へ同所に御親蠶を給はる、後紅葉山に飼育所を移され皇后は多數の男女を御統監して御飼育遊ばされ民業の模範を垂れさせ給ふ、其繭は取つて悉く絲に紡ぎ機織にかけられ神衣を御調製遊ばさると漏れ承る、此くして現時に至り蠶業の奨勵空しからず、近年本邦蠶業の興隆驚くに堪へたり、而かも本邦産の絹絲精巧品質良好にして世界無比と稱せられ、外國の市場を撼かし優越權を恣にするも故なきにあらざるべし國家のため慶賀すべきことにあらずや。

(をほり)